

「契約締結前交付書面（レバレッジ取引）」新旧対照表

2020年3月28日付改定

下線部分は改定部分

旧	新
本取引の概要	本取引の概要
<p>1. ご契約の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 口座の開設</p> <p>お客様は、本取引を行うにあたり、ベーシックアカウントを開設したのち当社が定める方法によって、本取引口座（以下「トレードアカウント」といいます。）の開設を申し込むものとします。トレードアカウントの開設にあたっては、当社所定の口座開設基準を満たす必要があります。なお、当社利用規約第5条第3項及び第4項に基づき、開設をお断りすることがあることをあらかじめご了承ください。</p>	<p>1. ご契約の概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 口座の開設</p> <p>お客様は、本取引を行うにあたり、ベーシックアカウントを開設したのち当社が定める方法によって、本取引口座（以下「トレードアカウント」といいます。）の開設を申し込むものとします。トレードアカウントの開設にあたっては、当社所定の口座開設基準を満たす必要があります。なお、当社利用規約第5条第4項及び第5項に基づき、開設をお断りすることがあることをあらかじめご了承ください。</p>
<p>7. 注文の指示事項</p> <p>お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、当社の提供する取引画面において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p>	<p>7. 注文の指示事項</p> <p>お客様は、本取引の注文をするときは、当社の取引時間内に、当社の提供する取引画面若しくはお客様自身が用意するツール又は売買システム（当社が提供するAPIを使用した場合に限り）において、次の各号に定める事項を正確に指示するものとします。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p>

以上